

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p><u>二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼稚保進養型認定こども園</u></p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p><u>二の二 総合こども園法（平成十四年法律第十二号）第十二条第一項の規定による認可を受けた総合こども園</u></p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>(新設)</p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五</p>

<p>号)第六十一条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設</p> <p>五 削除</p> <p>六 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの</p> <p>2 2 13 (略)</p>	<p>号)第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設</p> <p>五 削除</p> <p>六 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの</p> <p>2 2 13 (略)</p>	<p>号)第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設</p> <p>五 削除</p> <p>六 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの</p> <p>2 2 13 (略)</p>
--	--	--

修正後の整備法

政府案

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)  
第三十条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條第一項の規定により成立している退職手当共済契約(この法律の施行の際現に存する児童福祉法第三十五條第四項の規定により設置された保育所又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(社会福祉施設職員等退職手当共済法第二條第四項に規定する申出施設等であるものに限る。)(の経営者であった者であつて、当該保育所又は幼稚園を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)以下この条において「認定子ども園法一部改正法」という。)により改正された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下「新認定子ども園法」という。)(第十七條第一項の規定により幼児連携型認定子ども園の設置の認可を受けたもの又は認定子ども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼児連携型認定子ども園(以下この条において「みなし幼児連携型認定子ども園」という。)(を設置する者に係るもの(当該認可を受けるまでの間)(みなし幼児連携型認定子ども園にあつては認定子ども園法一部改正法の施行の日までの間)に社会福祉施設職員等退職手当共済法第六條第一項の規定により当該退職手当共済契約を解除されていないものに限る。)(に限る。)(は、新認定子ども園法第

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十三條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條第一項の規定により成立している退職手当共済契約(この法律の施行の際現に存する児童福祉法第三十五條第四項の規定により設置された保育所又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(社会福祉施設職員等退職手当共済法第二條第四項に規定する申出施設等であるものに限る。)(の経営者であった者であつて、当該保育所又は幼稚園を廃止して総合子ども園法(平成二十四年法律第 号)第十二條第一項の規定により総合子ども園の設置の認可を受けたものに係るもの(当該認可を受けるまでの間に社会福祉施設職員等退職手当共済法第六條第一項の規定により当該退職手当共済契約を解除されていないものに限る。)(に限る。)(は、総合子ども園法第十二條第一項の規定による設置の認可を受けた日以後、当該認可を受けた総合子ども園に係る退職手当共済契約とみなす。

十七條第一項の規定による設置の認可を受けた日（みなし幼保連携型認定こども園にあっては認定こども園法 部改正法の施行の日）以後、当該認可を受けた幼保連携型認定こども園又はみなし幼保連携型認定こども園に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によってした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によってしたものとみなす。

2 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によってした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によってしたものとみなす。

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和二十七年法律第五十五号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 六（略）</p> <p>六の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）以下この号において「認定子ども園法」といふ。）（附則第四条第二項の規定により設置された幼保連携型認定子ども園（国）（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定子ども園法（部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定子ども園の災害復旧事業）</p> <p>六の三（略）</p> <p>七の十一（略）</p> <p>十の二 子ども・子育て支援法（平成二十</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 六（略）</p> <p>六の二 総合子ども園法（平成二十四年法律第 号）第六号又は附則第四条の規定により設置された総合子ども園（国）（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）の災害復旧事業</p> <p>六の三（略）</p> <p>七の十一（略）</p> <p>十の二 子ども・子育て支援法（平成二十</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の二（略）</p> <p>七の十（略）</p> <p>（新設）</p>

四年法律第 号) 第二十七條第一項の規定により確定された私立の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第一條に規定する幼稚園(第十七條第一項において「特定私立幼稚園」という。)の災害復旧事業

十二ノ十四 (略)

1 (略)

(特別財政援助額等)

第四條 (略)

2ノ4 (略)

5 激甚災害に係る前條第一項第五号から第六号の三まで及び第九号に掲げる事業のうち地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業並びに同項第十一号の二に掲げる事業については、国は、政令で定めるところにより、これらの事業に係る施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。

6 (略)

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

四年法律第 号) 第二十七條第一項の規定により指定された私立の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第一條に規定する幼稚園(第十七條第一項において「指定私立幼稚園」という。)の災害復旧事業

十二ノ十四 (略)

2 (略)

(特別財政援助額等)

第四條 (略)

2ノ4 (略)

5 激甚災害に係る前條第一項第五号から第六号の三まで及び第九号に掲げる事業のうち地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業並びに同項第十一号の二に掲げる事業については、国は、政令で定めるところにより、これらの事業に係る施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。

6 (略)

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

十二ノ十四 (略)

2 (略)

(特別財政援助額等)

第四條 (略)

2ノ4 (略)

5 激甚災害に係る前條第一項第五号から第六号の三まで及び第九号に掲げる事業のうち地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業については、国は、政令で定めるところにより、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。

6 (略)

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

<p>第十七条 国は、激甚災害を受けた特定私立幼稚園以外の私立の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。</p> <p>233 (略)</p>	<p>第十七条 国は、激甚災害を受けた指定私立幼稚園以外の私立の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。</p> <p>233 (略)</p>	<p>第十七条 国は、激甚災害を受けた私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第一一六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。</p> <p>233 (略)</p>
---	---	--

修正後支援法に伴う改正	改 正 案	現 行
<p>（<u>特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮</u>）</p> <p>第二十八条 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第二十七條第一項に規定する<u>特定教育・保育施設</u>（次項において「<u>特定教育・保育施設</u>」という。）又は同法第四十二條第二項に規定する<u>特定地域型保育事業</u>（次項において「<u>特定地域型保育事業</u>」という。）の利用について、同法第四十二條第一項若しくは第五十四條第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四條第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように<u>特別の配慮</u>をしなければならない。</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設</u>の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九條第一項に規定する<u>特定地域型保育事業者</u>は、同法第三十三條第二項又は第四十五條第二項の規定により当該<u>特定教育・保育施設</u>を利用する児童（同法第十九條第一項第二号又は第三号に該当する児童</p>	<p>（指定こども園の利用等に関する特別の配慮）</p> <p>第二十八条 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第二十七條第一項に規定する<u>指定こども園</u>（次項において「<u>指定こども園</u>」という。）又は同法第四十七條第二項に規定する<u>指定地域型保育事業</u>（次項において「<u>指定地域型保育事業</u>」という。）の利用について、同法第四十三條第一項若しくは第五十五條第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四條第二項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように<u>特別の配慮</u>をしなければならない。</p> <p>2 <u>指定こども園</u>の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九條第一項に規定する<u>指定地域型保育事業者</u>は、同法第三十四條第二項又は第四十七條第二項の規定により当該<u>指定こども園</u>を利用する児童（同法第十九條第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下</p>	<p>（保育所への入所に関する特別の配慮）</p> <p>第二十八条 市町村は、児童福祉法第二十四條第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように<u>特別の配慮</u>をしなければならない。</p> <p>（新設）</p>

に限る。以下この項において同じ。」又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

この項において同じ。」又は当該指定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改 正 案	現 行
<p>第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に對して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に對する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。</p> <p>（妊娠の届出）</p> <p>第十五条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。</p>	<p>第十二条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に對して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に對する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。</p> <p>（妊娠の届出）</p> <p>第十五条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。</p>	<p>第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に對して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（妊娠の届出）</p> <p>第十五条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。</p>
<p>（妊産婦の訪問指導等）</p> <p>第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師</p>	<p>（妊産婦の訪問指導等）</p> <p>第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師</p>	<p>（妊産婦の訪問指導等）</p> <p>第十七条 第十三条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はそ</p>

2 (略)	又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。
2 (略)	又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。
2 (略)	他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）</p>	<p>別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）</p>	<p>（学校法人が取得する特定保育所の用に供する土地及び建物に係る登記の特例）</p> <p><u>第二十三条</u> 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第三条第三項</u>（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定）の認定を受けた私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）<u>第二条（定義）</u>に規定する学校法人が特定保育所（同項に規定する<u>幼保連携施設</u>（同項の認定に係るものに限る。）を構成する<u>児童福祉法</u>（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第七条第一項</u>（<u>児童福祉施設</u>）に規定する<u>保育所</u>をいう。）の用に供する土地又は建物を取得した場合における別表第三のの項の規定の適用については、同項の<u>第三欄の第一号中「校舎、」とあるのは、「校舎（<u>第二十三条に規定する特定保育所の用に供する建物を含む。</u>）」とする。</u></p> <p>別表第三 非課税の登記等の表（<u>第四条、第二十三条関係</u>）</p>

名 称	一 学校法 人(私立 学校法) 昭和二十 四年法律 第二百七 十号)第 六十四条 第四項(	私立学 校法	非課税の 登記等	校舎、寄宿舎 、図書館その他 保育又は教育上 直接必要な附属 建物(以下「校 舎等」という。 )の所有権(賃 借権を含む。以 下同じ。)の取 得登記(権利の 保存、設定、転 貸又は移転の登 記をいう。以下 同じ。)	第三欄
備考	校舎、寄宿舎 、図書館その他 の第一 号又は 第二号 の登記 に該当 するも のである こと を証す る財務 省令で 定める 書類の 添附が あるも のに限 る。				

名 称	一 学校法 人(私立 学校法) 昭和二十 四年法律 第二百七 十号)第 六十四条 第四項(	私立学 校法	非課税の 登記等	校舎、寄宿舎 、図書館その他 の第一 号又は 第二号 の登記 に該当 するも のである こと を証す る財務 省令で 定める 書類の 添附が あるも のに限 る。	第三欄
備考	校舎、寄宿舎 、図書館その他 の第一 号又は 第二号 の登記 に該当 するも のである こと を証す る財務 省令で 定める 書類の 添附が あるも のに限 る。				

名 称	一 学校法 人(私立 学校法) 昭和二十 四年法律 第二百七 十号)第 六十四条 第四項(	私立学 校法	非課税の 登記等	校舎、寄宿舎 、図書館その他 の第一 号又は 第二号 の登記 に該当 するも のである こと を証す る財務 省令で 定める 書類の 添附が あるも のに限 る。	第三欄
備考	校舎、寄宿舎 、図書館その他 の第一 号又は 第二号 の登記 に該当 するも のである こと を証す る財務 省令で 定める 書類の 添附が あるも のに限 る。				

十四	一の二の一		
	(略)		
	(略)	土地の上に存する権利をいう。以下同じ。の取得登記	
	(略)		
十四	一の二の一		
	(略)		
	(略)	土地の上に存する権利をいう。以下同じ。の取得登記	
	(略)		
十四	一の二の一		
	(略)		
	(略)	土地の上に存する権利をいう。以下同じ。の取得登記	
	(略)		



<p>二〇五 (略)</p>	<p>一の三 (略)</p>	<p>ための教育・保育給付の支給 又は同法(第五十九)条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二〇五 (略)</p>	<p>一の三 (略)</p>	<p>ための教育・保育給付の支給 又は同法第六十条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二〇五 (略)</p>	<p>一の三 市町 村長</p>	<p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)による同法第十条第一項の認証、同法第二十二條第二項の届出又は同法第三十四條第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二〇五 (略)</p>	<p>同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四條第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	

五の二 市町 村長	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同法第五項若しくは第六項の措置、同法第五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収又は同法第十項若しくは第十二項の処分に関する事務であつて総務省令で</p>
五の二 市町 村長	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第四項の措置、同法第五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収又は同法第十項若しくは第十二項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
五の二 市町 村長	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は同法第五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

	五の三 (略)	<p>五の四 指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二條の二第二項に規定する中核市をいう。以下同じ。)  (以下「児童相談所を設置する市(以下「児童相談所設置市」という。))の長</p> <p>児童福祉法による同法第六條の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十條第一項の療育の給付、同法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四條の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一條の五の事業の実施、同法第三十三條の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六條第一項の負担能力の認定、同法第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する事務のうち、同法第五十九條の四</p>	定めるもの
	五の三 (略)	<p>五の四 指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二條の二第二項に規定する中核市をいう。以下同じ。)  (以下「児童相談所を設置する市(以下「児童相談所設置市」という。))の長</p> <p>児童福祉法による同法第六條の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十條第一項の療育の給付、同法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四條の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一條の五の事業の実施、同法第三十三條の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六條第一項の負担能力の認定、同法第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する事務のうち、同法第五十九條の四</p>	
	五の二 (略)	<p>五の四 指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二條の二第二項に規定する中核市をいう。以下同じ。)  (以下「児童相談所を設置する市(以下「児童相談所設置市」という。))の長</p> <p>児童福祉法による同法第六條の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十條第一項の療育の給付、同法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四條の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一條の五の事業の実施、同法第三十三條の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六條第一項の負担能力の認定、同法第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する事務のうち、同法第五十九條の四</p>	

五の五十一 (略)	第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	---

別表第三(第三十条の十二関係)

提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の都道府県 知事その他の 執行機関	事務	一〇七 (略)	七の二 都道 府県知事 児童福祉法による同法第六条 の四第一項の里親の認定若し くは同条第二項の養育里親の
--	----	---------	---

五の五十一 (略)	第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	---

別表第三(第三十条の十三関係)

提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の都道府県 知事その他の 執行機関	事務	一〇七 (略)	七の二 都道 府県知事 児童福祉法による同法第六条 の四第一項の里親の認定若し くは同条第二項の養育里親の
--	----	---------	---

五の五十一 (略)	九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	---

別表第三(第三十条の十四関係)

提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の都道府県 知事その他の 執行機関	事務	一〇七 (略)	七の二 都道 府県知事 児童福祉法による同法第六条 の四第一項の里親の認定若し くは同条第二項の養育里親の
--	----	---------	---

七の三〇、二一 九（略）	<p>登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第二十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
七の三〇、二一 九（略）	<p>登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第二十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
七の三〇、二一 九（略）	<p>登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第二十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

別表第四(第三十条の十二関係)

提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の区域内の 市町村の市町 村長その他の 執行機関	一 (略)	一の二 市町 村長
事務	(略)	子ども・子育て支援法による 同法第十 条の子どものため の教育・保育給付の支給又は 同法第五十九条の地域子ども ・子育て支援事業の実施に關 する事務であつて総務省令で 定めるもの

別表第四(第三十条の十二関係)

提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の区域内の 市町村の市町 村長その他の 執行機関	一 (略)	一の二 市町 村長
事務	(略)	子ども・子育て支援法による 同法第十一 条の子どものため の教育・保育給付の支給又は 同法第六十条の地域子ども・ 子育て支援事業の実施に關す る事務であつて総務省令で定 めるもの

別表第四(第三十条の十二関係)

提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の区域内の 市町村の市町 村長その他の 執行機関	一 市町村長	(新設)
事務	被災者生活再建支援法による 同法第三条第一項の被災者生 活再建支援金の支給に關する 事務のうち、同法第四条第二 項の規定により市町村長が行 うこととされたものの実施に 關する事務であつて総務省令 で定めるもの	

<p>一の三 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一の四 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一の五 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一の三 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一の四 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一の五 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一の二 指定 都市の長</p> <p>特定非営利活動促進法による 同法第十条第一項の認証、同 法第二十三条第二項の届出又 は同法第二十四条第三項の認 証に関する事務であつて総務 省令で定めるもの</p>	<p>一の三 市町 村長</p> <p>同一都道府県の区域内の他の 市町村の区域内に住所を移し た選挙人が従前の市町村にお いて当該都道府県の議会の議 員又は長の選挙の投票をする 場合において公職選挙法第四 十四条第三項の規定により提 示することとされている文書 の交付に関する事務であつて 総務省令で定めるもの</p>
<p>一の四 市町 村長</p> <p>地方税法その他の地方税に関 する法律及びこれらの法律に 基づく条例による地方税の賦 課徴収又は地方税に関する調 査(犯則事件の調査を含む。 )に関する事務であつて総務 省令で定めるもの</p>	

二〇四 (略)	<p>四の二 市町 村長</p> <p>児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同法第五項若しくは第六項の措置、同法五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収又は同法第十一項若しくは第十二項の処分に関する事務</p>
二〇四 (略)	<p>四の二 市町 村長</p> <p>児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第四項の措置、同法五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収又は同法第十一項若しくは第十二項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
二〇四 (略)	<p>四の二 市町 村長</p> <p>児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は同法五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

匹の三 (略)	であつて総務省令で定めるもの
四の四 指定 都市若しくは 中核市又は 児童相談 所設置市の 長	児童福祉法による同法第六條の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する事務
四の三 (略)	
四の四 指定 都市若しくは 中核市又は 児童相談 所設置市の 長	児童福祉法による同法第六條の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する事務
四の三 (略)	
四の四 指定 都市若しくは 中核市又は 児童相談 所設置市の 長	児童福祉法による同法第六條の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する